

## 平成 27 年度品質管理レビューにおける重点的实施項目

平成 27 年 6 月 22 日  
日本公認会計士協会  
品質管理委員会

当委員会は、品質管理レビューにおける重点的实施項目として、平成 25 年度から監査事務所における品質管理のシステムの構成要素の内、特定の部分及び特定の監査手続等を示し、品質管理レビューの往査時において必ず確認し、必要に応じて指導し、周知を図ることとしている。したがって、当該項目に不備等が発見された場合であっても、重点的实施項目であるということを以て特に加重し、改善勧告事項等にするというものではない。なお、重点的实施項目は必要に応じてフォローアップ・レビューにおいても確認する。

品質管理レビューは、監査事務所に対して原則として 3 年に一度の頻度で実施しているため、平成 27 年度においても平成 25 年度の重点的实施項目を継続し、平成 25 年度の品質管理レビューの実施結果に基づいて、平成 26 年度における重点的实施項目として加えた「IV 会計上の見積りの監査」についても継続する。また、平成 27 年度は、監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」が改正され適用が始まる時期であり、「V 監査役等とのコミュニケーション」を加え、平成 27 年度における重点的实施項目を以下に示した項目とした。

### I 監査における不正リスク対応基準への対応状況

(不正リスクに対応した監査事務所及び個別業務における品質管理)

平成 25 年 3 月 26 日に「監査における不正リスク対応基準」(以下「基準」という。)が公表され、平成 26 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から適用されている。この内、不正リスクに対応した監査事務所の品質管理に関する以下の 10 項目については、平成 25 年度及び平成 26 年度に引き続き重点的实施項目として採り上げる。

- 1 不正リスクに対応した品質管理
- 2 監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮
- 3 不正に関する教育・訓練
- 4 不正リスクに対応した監督及び査閲
- 5 不正リスクに関連して監査事務所内外からもたらされる情報への対処
- 6 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合等の専門的な見解の問合せ
- 7 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合の審査
- 8 監査事務所内における監査実施の責任者の間の引継
- 9 監査事務所間の引継
- 10 不正リスクへの対応状況の定期的な検証

また、個別業務において基準への対応が適切に行われているか、特に新規公開会社の経営者による不適切な取引への対応について、適切な監査の実施や基準への対応を含めて適切な対応が行われているかを確認し、発見事項がある場合には、適切な指導及び監督を行っていく。

なお、平成 27 年版レビューツール (QCP400) の該当部分は、「『2 監査業務における品質管理』内の該当箇所」、「『3 監査契約の新規の締結及び更新』内の該当箇所」、「『6 監査の基本的な方針』内の該当箇所」、「『7 企業及び企業環境の理解』内の該当箇所」、「『8 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応』内の該当箇所」、「『11 専門家の業務の利用』内の該当箇所」、「『21 審査』内の該当箇所」、「『22 監査役等とのコミュニケーション』内の該当箇所」、及び「『29 確認』内の該当箇所」となる。

## II 個別業務における新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等への対応状況

平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の監査から新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等（以下「クラリティ版報告書」という。）が適用されており、平成 25 年度及び平成 26 年度に引き続き、その対応状況を確認する。

平成 25 年 2 月 19 日付けの本会会長の通知（後任監査人へのレビューの早期実施）において採り上げられているように、監査人交代について、後任監査人の適切な品質管理のシステムの下で、倫理規則に定める基本原則の遵守と十分な監査手続の実施が、監査の信頼性の観点から求められている。また、近時、子会社の不正会計事例が多くみられるところから、グループ監査チームとして構成単位の監査人の品質管理のシステムを適切に評価し対応を行ったかの確認が求められている。

このため、クラリティ版報告書の内、初年度監査の期首残高（監基報 510）、グループ監査（監基報 600）、及び監査人の交代（監基報 900）の該当する要求事項への対応状況を重点的実施項目として採り上げる。

なお、平成 27 年版レビューツール (QCP400) の該当部分は、「4 監査業務の引継」、「5 初年度監査の期首残高の検討」、及び「『6 監査の基本的な方針』及び『14 重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応』内の該当箇所」となる。

## III 報酬依存度のセーフガードの適用状況

平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から「独立性に関する指針」第 1 部第 222 項（報酬依存度 - 依頼人が大会社等の場合）の規定が適用され、適用日以降 2 期連続して、大会社等である依頼人に対する報酬依存度が 15%を超える場合には、次のいずれかのセーフガードを適用することが求められている。

### (1) 監査意見表明前のレビュー

①会計事務所等の構成員でない会員による監査業務にかかる審査

### (2) 監査意見表明後のレビュー

②会計事務所等の構成員でない会員による監査業務の定期的な検証

③協会によるレビュー

平成 25 年度及び平成 26 年度に引き続き、以下の点を確認することとする。

1. 上記①、②、又は③のいずれのセーフガードが妥当であるかの検討状況
2. セーフガードの適用に先立ち、依頼人の監査役等に対して、報酬依存度が15%を超えている旨及び妥当と判断したセーフガードを報告し協議しているか
3. 報酬依存度が15%を大幅に超えた場合には、監査意見表明後のレビューで独立性を阻害する要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減することができるかどうか、また、監査意見表明前のレビューが必要であるかどうかの判断が求められるが、そのような場合における、それらの判断の内容

#### IV 会計上の見積りの監査

平成25年度及び平成26年度の品質管理レビューを実施した結果、会計上の見積りの監査については比較的多くの改善勧告が行われている。このため、会計上の見積りの監査の内、改善勧告数が多い「滞留債権(貸倒引当金)、固定資産の減損会計、繰延税金資産及び関係会社株式の減損」を重点的実施項目として採り上げる。

なお、平成27年版レビューツール(QCP400)の該当部分は、「25 会計上の見積りの監査」の内の該当箇所となる。

#### V 監査役等とのコミュニケーション

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(監基報260)が平成27年5月29日付けで改正されているため、重点的実施項目として採り上げる。

監査事務所及び個別業務において監基報260の改正への対応が適切に行われているかを確認し、発見事項がある場合には、適切な指導及び監督を行っていく。

なお、平成27年版レビューツール(QCP400)の該当部分は、「22 監査役等とのコミュニケーション」の内の該当箇所となる。

以 上